

資料 3

沖縄県総合交通体系基本計画推進委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県総合交通体系基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、沖縄県総合交通体系基本計画(以下「計画」という。)の策定に関すること及び計画に掲げた施策を着実に実施し、計画の目標を実現するため、計画の進捗状況を定期的に確認・点検・評価し、計画全体のマネジメント機能を担う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画部を担当する副知事の職にある者を充て、副委員長は企画部長の職にある者を充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員に事故があるときは、その職務を代理する者は、委員として委員会に出席することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 副委員長に事故があるときは、企画部企画振興統括監の職にある者が副委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員長が書面その他の方法によって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に変えることができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。

3 幹事長は、企画部企画振興統括監の職にある者を充て、副幹事長は、企画部交通政策課長の職にある者を充てる。

4 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第2以外の職にある者を臨時に幹事として指名することができる。

7 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。

8 幹事長は、必要と認めるときは、幹事長が書面その他の方法によって幹事の意見を求めることにより、幹事会の決議に変わることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	職 名
委員長	副知事（企画部担当）
副委員長	企画部長
委員	知事公室長
〃	総務部長
〃	環境部長
〃	生活福祉部長
〃	こども未来部長
〃	保健医療介護部長
〃	農林水産部長
〃	商工労働部長
〃	文化観光スポーツ部長
〃	土木建築部長
〃	警察本部長
〃	教育長

別表第 2（第 7 条関係）

区 分	職 名
幹事長	企画部企画振興統括監
副幹事長	企画部交通政策課長
幹事	知事公室秘書課長
〃	総務部総務私学課長
〃	企画部企画調整課長
〃	環境部環境政策課長
〃	生活福祉部福祉政策課長
〃	こども未来部こども若者政策課長
〃	保健医療介護部保健医療総務課長
〃	農林水産部農林水産総務課長
〃	商工労働部産業政策課長
〃	文化観光スポーツ部観光政策課長
〃	土木建築部土木総務課長
〃	警察本部交通部交通企画課長
〃	教育庁総務課長